

# 医療税務 つうしん

No.99

株式会社 ムトウ コンサルティング統括部  
札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114  
https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/  
令和3年10月

Q1

インボイス制度の導入に向けて、10月から適格請求書発行事業者の登録の申請受付が始まったようですが、インボイス制度の概要と医療機関の対応について教えてください。

A

ポイント

1. 令和5年10月から適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入され、仕入税額控除のためには適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。
2. 適格請求書を発行しようとする課税事業者は、予め所轄税務署長に「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出し登録を受ける必要があり、その受付が10月1日開始された。

## 1 令和5年10月1日から導入されるインボイス制度に向けて

### (1) 区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式における請求書等及び帳簿の記載事項

消費税の仕入税額控除を受けるための要件として、一定の記載事項を具備した請求書等及び帳簿の保存が義務付けられていますが、現行並びにインボイス制度の記載事項は次の通りです。

#### ① 現行の「区分記載請求書等」の記載事項

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象品目である旨）
- ④ 請求書受領者の氏名又は名称
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額

#### 区分記載請求書等保存方式の帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象品目である旨）
- ④ 支払対価の額

#### ② 「適格請求書（インボイス）等」の記載事項

- ①～④ 同上
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑥ 請求書発行者（適格請求書発行事業者）の**登録番号**
- ⑦ **税率ごとに区分した消費税額等**

#### 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の帳簿の記載事項

- ①～④ 同上

注1. 帳簿の記載事項は、現行の区分記載請求書等保存方式から変更はありません。  
注2. インボイスで追加されたのは赤字部分で、変更されたのは下線部分です。

### (2) 適格請求書発行事業者 登録申請のスケジュール

登録申請書は  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として  
令和5年3月31日  
までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の受付開始

適格請求書等保存方式の導入

### (3) インボイス制度での仕入取引に関する対応

免税事業者及び簡易課税事業者は、仕入取引に関して特段の対応は不要で、現行と変わりません。  
一般課税事業者が仕入税額控除を受けるためには、(1) (2) の記載事項を満たす帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要で、これらの保存がない場合、仕入税額控除を受けることができません。  
なお、仕入取引の対応については医療機関に特有な内容はなく、一般の業種と共通です。

## 2 医療機関のインボイス制度導入への対応準備

### (1) 事業者への課税売上取引に関する対応

医療機関の売上取引で「適格請求書（インボイス）等」への対応が必要となるのは、事業者に対して次のような課税売上がある医療機関です。

- 企業から社員の健康診断、業務上必要な検査や予防接種などを受託しているケース、産業界としての報酬等（医師個人が給与として受け取るものを除く）を受け取っているケースなど
- 病院の売店で、企業等の従業員が社用の買い物として、飲料、食品、文房具等を購入するケース

事業者に対する課税売上がある医療機関は、令和5年10月以降事業者からインボイスの発行を求められる可能性があります（買い手が事業者以外の場合は、特に対応の必要はありません）。  
インボイスを発行する場合には、窓口会計の医療費の領収証（厚生労働省が定める様式の領収証書）とは別に、インボイスの記載事項を具備した請求書・領収書等を発行することになります。

### (2) 事前に検討すべきインボイス対応 … まだ2年先のことと考えず検討を始めましょう

事業者に対する課税売上がある医療機関は、その既往実績及び今後の見通しを踏まえ「インボイスを発行するために必要な事業者登録の申請を行うかどうか」の検討が必要となります。  
また、インボイスは課税事業者でなければ発行できませんので、免税事業者である医療機関においては、「課税事業者となる選択を行うかどうか」も含めて検討する必要があります。

## 【事業者に課税売上有る医療機関の令和5年10月以降の選択肢】

- ① 登録申請を行い、登録を受け、インボイスを発行する
- ② インボイスを発行せず消費税相当額を値引きする（取引喪失リスク抑えるため）
- ③ インボイスを発行せず値引きもしない（取引喪失のリスクが高くなります）

上記①～③の選択判断にあたって検討すべき事項をあげると、以下の通りです。

- インボイスの発行に対する取引先の意向、要請
- インボイスを発行するための手間とコスト（手書き又はシステム対応の検討を含む）
- インボイスを発行せずに消費税相当額を値引きした場合の負担
- インボイスを発行せずに取引を失った場合の損失
- 免税事業者が課税事業者を選択した場合の消費税納税負担

免税事業者で事業者に対して課税売上有る医療機関は多くはないと思われませんが、令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録を受けた場合には、同日から課税事業者になり消費税の納税義務が発生することになりますので、慎重に検討し判断する必要があります。

## Q2

令和3年度の税制改正で、所得拡大促進税制の適用要件の判定が容易になったと聞きましたが、改正後の取扱いについて教えてください。

## A

## ポイント

1. 今年度の税制改正で、青色申告の中小企業者等における所得拡大促進税制の適用要件の判定が、継続雇用者から雇用者への給与支給額に改正され、2年間延長された。
2. 適用要件の改正前の判定は、2期間にわたって継続雇用者を抽出し一覧表で集計する等で実務上煩雑でしたが、改正により給与総額で容易に判定できることとなった。

## 1 令和3年度税制改正による中小企業者等の所得拡大促進税制の見直し

## (1) 改正の概要

中小企業者等における所得拡大促進税制については、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、給与等の支給額の増加割合の判定を国内の雇用者への支給額に改正され、その適用期限を2年間延長し令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度に適用されますが、制度の概要は下表の通りになっています。

項目	改正前	改正後
適用要件	適用年度の雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額 適用年度の継続雇用者給与等支給額 - 前期の継続雇用者給与等支給額 前期の継続雇用者給与等支給額 $\geq 1.5\%$	適用年度の雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額 前期の雇用者給与等支給額 $\geq 1.5\%$
税額控除	(雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) × 税額控除率15%	(雇用者給与等支給額 - 前期の雇用者給与等支給額) × 税額控除率15%
控除率の上乗せ	適用要件の下段の増加割合が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たす場合 ① 適用年度の教育訓練費 - 前期の教育訓練費 $\geq 10\%$ 前期の教育訓練費 ② 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に実行されたことを証明 →税額控除率を10%上乗せ(合計 25%)	適用要件の増加割合が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たす場合 ① 適用年度の教育訓練費 - 前期の教育訓練費 $\geq 10\%$ 前期の教育訓練費 ② 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に実行されたことを証明 →税額控除率を10%上乗せ(合計 25%)
上限	法人税額の20%	法人税額の20%

## (2) 給与等の範囲の改正

- ① 適用要件を判定する場合には、「雇用調整助成金等、給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額」は控除しないことに変更されました（改正前は、控除することになっていた。）。
- ② 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。

## 2 所得拡大促進税制の適用要件の判定及び税額控除額計算例

## 通常要件適用例

適用 出資金1億円以下の  
法人 青色申告の医療法人(3月決算)

	令和3/3期	令和4/3期
国内雇用者給与等支給額	160,000,000円	163,200,000円
当期の法人税額(税額控除前)	—	5,000,000円

## 1. 適用要件の判定

雇用者給与等の増加額 163,200,000円 - 160,000,000円 = 3,200,000円

雇用者給与等の増加割合 3,200,000円 / 160,000,000円 = 2.0%  $\geq 1.5\%$  ⇒ 要件該当

## 2. 税額控除額

3,200,000円(雇用者給与等増加額) × 15% = 480,000円 (≦ 5,000,000円 × 20% = 1,000,000円)

## 上乗せ要件適用例

適用 出資金1億円以下の  
法人 青色申告の医療法人(3月決算)

	令和3/3期	令和4/3期
国内雇用者給与等支給額	150,000,000円	154,500,000円
教育訓練費の額	2,000,000円	2,300,000円
当期の法人税額(税額控除前)	—	6,000,000円

## 1. 適用要件の判定

雇用者給与等の増加額 154,500,000円 - 150,000,000円 = 4,500,000円

雇用者給与等の増加割合 4,500,000円 / 150,000,000円 = 3.0%  $\geq 2.5\%$  ⇒ 要件該当

## 2. 税額控除額の上乗せ要件の判定

教育訓練費の増加割合 2,300,000円 / 2,000,000円 = 115.0%  $\geq 110.0\%$  ⇒ 要件該当

## 3. 税額控除額

4,500,000円(雇用者給与等増加額) × 25% = 1,125,000円 (≦ 6,000,000円 × 20% = 1,200,000円)

お問い合わせは **ムトウ** コンサルティング統括部 税理士・宮下へ 電話(直通) 011-728-6114

待遇などの教育・研修や病院機能評価の情報等ははこちらに <https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>